

広島県教育委員会規則第十号

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年九月十七日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第一条 広島県立特別支援学校学則(昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表広島県立広島特別支援学校の項を次のように改める。

| | | | | | | | | |
|----------------------|----|------|----|----|----|----|----|----------------------|
| 広島県立 広島特別 支援学校 | | 知的障害 | | 小 | 学 | 部 | 六年 | 広島市安 佐北区倉 掛二丁目 |
| 由 | | 肢体不自 | | 高 | 等 | 部 | 三年 | |
| 高等部 | 中 | 小 | 高 | 中 | 小 | 高 | 中 | |
| 普通科 | 学 | 学 | 等 | 学 | 学 | 等 | 学 | |
| 三年 | 部 | 部 | 部 | 部 | 部 | 部 | 部 | |
| | 三年 | 六年 | 三年 | 三年 | 三年 | 三年 | 三年 | |

(広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則(平成十五年広島県教育委員会規則第九号。以下「就学区域規則」という。)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

- 4 広島県立広島北特別支援学校のうち高等部普通科職業コースの学区は、第二項の規定にかかわらず、広島市(安佐南区及び安佐北区に限る。)、安芸高田市及び山県郡とする。

別表広島県立広島特別支援学校の項を次のように改める。

| | | |
|------------------|------|---|
| 広島県立広島特別 支援学校 | 知的障害 | 広島市(安佐南区(東原一丁目から三丁目まで、西原一丁目から九丁目まで、祇園一丁目から八丁目まで、祇園町、長束一丁目から六丁目まで、長束西一丁目から五丁目まで、長束町、山本一丁目から九丁目まで、山本新町一丁目から五丁目まで及び山本町に限る。))及び安佐北区(白木町、狩留家町、小河源町、上深川町、深川町、深川一丁目から八丁目まで、亀崎一丁目から四丁目まで、真亀一丁目から五丁目まで、倉掛一丁目から三丁目まで、落合一丁目から五丁目まで、落合町、落合南一丁目から九丁目まで、落合南町、口田町、口田一丁 |
|------------------|------|---|

| | | | |
|--|-----------|---|--|
| | | | |
| | | | |
| | 肢体不自 由 | | |
| | 及び山県郡 | 広島市、呉市、三次市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡 | 目から五丁目まで、口田南一丁目から九丁目まで及び口田南町に限る。）」に限る。）」 |

別表広島県立広島北特別支援学校の項中「安佐南区及び安佐北区に限る。」を「中区、東区、南区、西区、安佐南区（東原一丁目から三丁目まで、西原一丁目から九丁目まで、祇園一丁目から八丁目まで、祇園町、長束一丁目から六丁目まで、長束西一丁目から五丁目まで、長束町、山本一丁目から九丁目まで、山本新町一丁目から五丁目まで及び山本町に限る。）」、安佐北区（白木町、狩留家町、小河原町、上深川町、深川町、深川一丁目から八丁目まで、亀崎一丁目から四丁目まで、真亀一丁目から五丁目まで、倉掛一丁目から三丁目まで、落合一丁目から五丁目まで、落合町、落合南一丁目から九丁目まで、落合南町、口田町、口田一丁目から五丁目まで、口田南一丁目から九丁目まで及び口田南町に限る。）」、安芸区及び佐伯区を除く。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この教育委員会規則第二条の規定の施行の日の前日に広島県立広島北特別支援学校の高等部（普通科職業コースを除く。）」に在学する生徒のうち、高等部の全課程を修了していないものの就学区域については、この教育委員会規則による改正後の就学区域規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。